

(別紙様式4)

提出された意見等の概要とこれに対する考え方

案 件 名 : ひょうご困難な問題を抱える女性への支援計画 (案)
意見募集期間 : 令和6年2月9日～令和6年3月1日
意見等の提出件数 : 110件 (15人)

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
基本的な方針	(概要P.1) 【法律のポイント】の記述について、次のように修正を提案する。 ○困難な問題を抱える女性が意思を尊重され、最適な支援を受けることにより、安全、安心な生活を送ることができるように体制を整備する。 ○人権擁護を図ると共に、男女平等社会の実現に資する。 ○民間支援機関も含めた関係機関との協働により、切れ目のない支援を実施する。	2	【その他】 要点を示しているため、簡潔な記載としています。
	(概要P.1) 「法定計画」とはどういう意味か。	2	【その他】 「困難女性支援法で義務づけられた計画」であることを意味しています。
	(本文P.1) 支援対象者の「売春防止法で婦人保護事業の対象となっていた者」と「売春防止法」と記載していると、この法律が存在するかのような誤解を生む。	2	【その他】 売春防止法で対象となっていた「要保護女子」が、困難女性支援法においても支援の対象となることから、表記記載としています。 なお、令和6年4月以降、女性支援に関する保護の規定は困難女性支援法に移行しますが、売春防止法自体は存続します。
	(本文P.1) 対象者に高齢女性、非正規雇用の女性、親や同居人からの虐待を受けている人、国籍や在留資格の有無・種別の違い等関係なく、困難な問題を抱える女性であればすべて支援の対象となることを明記していただきたい。	5	【ご意見を反映しました】 ご意見を踏まえ、以下のとおり修正しました。また、「支援の対象者の具体例」に「親等から虐待を受けている者」を追記しました。 「困難女性支援法が定義する状況に当てはまる女性であれば年齢、障害の有無、国籍等を問わない。」を次のとおり修正 「困難女性支援法が……を問わない(高齢や子ども、障害者、雇用形態、在留資格の有無等は支援の対象に影響しない)。」
	(本文P.1) トランスジェンダーも対象に含めていただきたい。 トランス女性：被害に遭いやすいうえに偏見があり、相談支援の手が届きにくい。 トランス男性：女性としての被害経験がある場合がある。	3	【ご意見を反映しました】 「困難な問題を抱える女性」の定義の欄に以下を追記しました。 「国の基本方針にも記載されているように、性自認が女性であるトランスジェンダーの者については、トランスジェンダーであることに起因する人権侵害・差別により直面する困難に配慮し、その状況や相談内容を踏まえ、他の支援対象者にも配慮しつつ、関係機関が連携して、可能な支援を検討することが望まれる。」

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
基本的な方針	(本文P. 1) 対象者に障害者も含めていただきたい。	1	【既に盛り込み済み】 「困難な問題を抱える女性」の定義に示しているとおおり、対象に障害の有無は問いません。
	対象者について、多言語で周知していただきたい。	1	【今後の検討課題】 多言語での周知方法等について、今後検討していきます。
	(本文P. 13) 法律相談、医療相談の件数が延べ人数である場合には、延べ人数だけでなく、実人数も提示すべき。	1	【その他】 一時保護中における法律相談、医療相談の件数としていますが、保護された方の状況等により入所期間が異なり、相談回数にも差があるため、延べ件数で表示をしています。
	(本文P. 14) 『売春防止法「保護更生」から脱却し』の表記はなくてもよいのではないか。	1	【その他】 従来の婦人保護事業が売春防止法が定める「売春をなすおそれのある女子の保護更生」の概念でしたが、困難女性支援法により「女性の意思・人権を尊重した支援」に変わることから表記記載としています。
相談支援の強化充実	(概要P. 5)(本文P. 14) 基本的な考え方の「本人中心の支援」を「本人の意思を尊重した支援」の記載の方が望ましいのではないか。	2	【その他】 本人の意思を尊重することは大原則ですが、安全の確保のためには本人の意に反する場合もあり得るため、「本人中心の支援」としています。
	(本文P. 15) 女性家庭センターの今後の取組として、SNS等を活用した相談体制の構築に追加して、オンライン（テレビ通話）相談体制の構築も記載していただきたい。	1	【今後の検討課題】 女性家庭センターの電話相談については匿名性を担保しているため、テレビ通話を活用したオンライン相談体制については、可能性も含めて今後検討していきます。
	(本文P. 15) 「支援の対象者に、・・・支援に取り組む。(県)」とあるが、実施は施設、民間支援団体ではないか。	1	【その他】 女性家庭センターでの取組のため、「県」となります。
	(本文P. 15) 外国人女性特有の問題、言葉などを理解し、対処できる部署の設置や、外国人職員の増員、民間外国人支援団体、外国人コミュニティ、オンライン相談などの活用促進を考慮いただきたい。	2	【ご意見を反映しました】 「県の相談体制の充実」の今後の取組内容欄に、以下のとおり追記しました。 「支援の対象者に・・・通訳者の派遣や外国人支援団体、障害者・高齢者施策と連携をとる等・・・」
	(本文P. 15) 「DV等の被害者及び・・・充実を図る。(県、市町)」とあるが、施設に入居している期間は一時的である。年単位でのフォローを支援計画の視野に入れていただきたい。	1	【その他】 保護を受けた方の状況により、施設への入所期間も含め、支援すべき期間が様々ですが、市町と連携を図り長期的な支援を行っています。
	(本文P. 15) 相談員が短期で変わっている。対人支援の専門性は長期（少なくとも10年以上）の経験値が重要になる。専門性形成ができる職業環境にないことが根本的な問題であり、その環境整備はできないか。	1	【今後の検討課題】 専門性の形成のための方策等について今後検討していき、相談員がより長く勤務できるように努めていきます。

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
相談支援の強化充実	(本文P. 15) ホームページのプラットフォームは、外国語でも表記し、外国人女性自身も情報を得やすい仕組みにしていきたい。	1	【今後の検討課題】 外国語の表記については、関係課や外国人民間支援団体に相談しながら対応を検討していきます。
	(本文P. 14～) 各地域の男女共同参画センターも配偶者暴力相談支援センターや福祉機関と連携して相談対応をしているので、「第4章 1 相談支援の強化充実」や「3 支援体制の確立」などに男女共同参画センターの役割を盛り込むべき。	2	【ご意見を反映しました】 P16「(2) 市町の相談体制の充実」の今後の取組内容に以下を追記しました。 「各市町の男女共同参画センターも、地域での小さな支援活動を掘り起こし、育て、連携を作っていくという「中間支援」的機能も有していることから、各市町に対して横断的な取組を進めていくよう働きかけていく。」
	(本文P. 15) 「福祉部局」と「男女共同参画部局」の縦割りの解消、民間支援団体と公的支援機関の横のつながりが必要不可欠である。これらの横断的なネットワーク形成についての記述を盛り込むべき。	2	【ご意見を反映しました】 「② 県立女性家庭センター及びその他」の今後の取組内容に以下を追記しました。 「事情により在住市町での相談が困難な場合でも相談できるよう、県健康福祉事務所の母子・父子自立支援員等が、具体的なケーススタディを基にした実践的な研修などを通じて、ノウハウが蓄積できるよう研修内容を充実させる。 県立女性家庭センターや県立男女共同参画センター等、県関係機関の連携を強化し、相談機能の充実を図る。」
	「困難女性」が来訪して相談できる場として、県立男女共同参画センターに、面接相談できる相談先として整備していただきたい。	2	【その他】 県立男女共同参画センターでは、事前予約により、女性を対象とした面接相談を実施しています。 予約受付：9:00～19:00（土曜日は17:00まで） 曜日：月曜～土曜（祝日、年末年始を除く） 時間：（予約制）月曜～金曜 9:40～18:40 土曜 9:40～16:20 備考：1回50分間
	(本文P. 15、16) 社会的弱者への心理支援には多くの知識や豊富な情報が求められる。 経験年数だけでは測れないが、支援員、相談員に対して、ジェンダーや、障害、LGBTQ、マイノリティ、外国人女性等に関する研修を実施していただきたい。	3	【ご意見を反映しました】 以下を追記しました。 「研修実施にあたり、支援の対象者が多様であることを鑑み、ジェンダーや、障害、LGBTQ、マイノリティ、外国人等に関する内容についても盛り込んでいく。」
(本文P. 16) 女性相談支援員等の適正配置だけでなく、待遇の保証もぜひお願いしたい。非常勤で1人勤務が多い婦人相談員の負担は大きい。	3	【その他】 待遇については、給与に関する条例に基づくため、各自治体の判断となります。 「適正配置」は、1人の相談員に負担が集中しないよう、相談員以外の職員も含めて組織として対応することを求める趣旨です。	

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
相談支援の強化充実	女性相談支援員の配置が困難な市町に対して、県からの派遣などについても検討していただきたい。	2	【今後の検討課題】 市町に対しては国から財政措置がされており、その活用により女性相談支援員の配置を働きかけていきます。 なお、市町の相談支援業務に対しては、当面、県がスーパーバイズ等により引き続き支援していきます。
	経験が蓄積されるためには、会計年度任用職員ではなく、正職員としての身分を保障すべき。	1	【その他】 組織の相談支援の経験の蓄積ができる体制や方法等について、検討していきます。併せて、研修等により相談員本人のスキル向上にも努めていきます。
	若年層からの相談対応を重視してほしい。若年層はそもそも相談を寄せづらい。自らが行政に当たる可能性も高いとはいえない。若年層の困難についてのリサーチと、困難者へのアウトリーチについての検討をお願いしたい。	1	【ご意見を反映しました】 当面の予定としては、若年層が相談しやすいSNS等による相談窓口の開設や、若年層向けデートDVを含めたDV防止出前講座を実施していく予定です。 アウトリーチについては、P19の「早期発見・通報対策」の「今後の取組内容」欄に以下のとおり記載しました。 「相談を寄せづらい若年女性等が早期発見できるよう、アウトリーチの方法等について今後検討していく。」
	困難な女性に対する支援を行う機関名として、女性家庭センターという名称は、自分が相談できる場所というイメージを持ってもらいにくい。 「家庭」という部分を外し、「女性相談センター」と名称変更していただきたい。	2	【対応困難】 今回、女性家庭センターの名称変更は行いません。 家庭問題を総合的に対応していくことを明確化することを目的として「女性家庭センター」としています。
	一口に生活困窮、性被害、DV、家庭での暴力などと言っても、困難女性の抱える問題が単一であることは、むしろ少ない。まずは、相談窓口であるが、多様なスキルがある女性相談員の配置が求められる。同時に福祉だけでなく、どの窓口からでもアクセスできるようなスムーズな連携が求められる。	1	【その他】 職員一人一人のスキル向上のための研修を実施に努めていきます。
	(概要P. 5) (本文P. 18) 基本的な考え方の「帰宅による有害な影響」という表現ではなく、「安全・安心な居場所がない」、「不適切な生活環境」等にするべき。	2	【その他】 「生命又は心身の安全が確保されないおそれがある場合」を踏まえ、「有害な影響」と記載しています。
安全確保	(本文P. 18) 「民間シェルターに・・・保護を行う」とあるが、「民間シェルター等に・・・」と「等」を加筆するべき。	2	【ご意見を反映しました】 修正意見のとおりとしました。

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
支援体制の確立	(概要P. 5) (本文P. 20) 基本的な考え方の「差別等の経験による困難」という表現を「虐待やハラスメントによる困難」にすべきでないか。	2	【その他】 困難な問題を抱える女性の困難な経験は様々であり、虐待やハラスメントも含まれます。今回は、国の指針等を参考にしながら、「心的外傷、差別等の経験による困難や生きづらさを抱えている者」と、「心的外傷」や「差別」を例示として記載することとしました。
	(本文P. 20) 「・民間支援団体によるDV被害者等の・・・オンライン等での相談体制を確保していく。(県、施設)」とあるが、「DV被害者等」というとDV被害者にイメージが集約してしまうので、「困難女性等」などの表記が望ましい。	1	【ご意見を反映しました】 「困難な問題を抱える女性」と修正しました。
	(本文P. 20) 生活や経済的自立のためには、まず心理的な回復が必要であり、心理的ケアにも力を入れていただきたい。 一時保護期間中に、自分の経験を振り返り、一步を踏み出していけるような機会を用意していただきたい。回復には人とのふれあいやつながりが最も有効だと考える。	5	【ご意見を反映しました】 「DV等の被害者及び同伴児童の精神的ダメージは長期にわたることから、中長期的なケアが必要である。」の前文に以下を追記しました。 「生活や経済的自立のためには、まず心身の回復が重要である。」
	(本文P. 21) 同伴児童の権利を尊重し、その安全を優先して守ること、児童個人の心理カウンセリングの実施の義務付けを記載してはどうか。 DV被害等で困難な状態にある保護者が児童に対しては虐待の加害者となる事例などがあり、児童個人の権利を明記すべき。	1	【既に盛り込み済み】 児童相談所と連携のうえ心理的ケアの実施することを記載しています。児童虐待の疑いがある場合は、児童福祉法に基づき子どもの権利擁護は保障されることとなります。
	(本文P. 21) 当事者への、経済的支援をお願いしたい。	1	【その他】 経済的支援については生活保護等、既存の支援策での対応となります。
	(本文P. 21) 要介護認定を受けている高齢者や障害者だけでなく、必要な女性が家事援助など生活支援を利用できるようにになれば、自立も早まるので、制度の柔軟な運用をお願いしたい。	2	【その他】 経済的支援については生活保護等、既存の支援策での対応となります。介護サービスや障害福祉サービスを受けるためには、要介護・要支援や障害支援区分が必要となります。
	(本文P. 22) DV被害女性が家を出たい、アパート設定を希望する場合、夫と同一世帯であっても転居・住宅費用をだしてほしい。	1	【その他】 経済的支援については生活保護等、既存の支援策での対応となります。DV被害のため支援を望む場合は、まずはお住まいの地域の配偶者暴力相談支援センターへ相談願います。

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
支援体制の確立	(本文P. 22) DV被害女性だけでなく、住居を必要とする女性が住宅確保できるような措置を実施していただきたい。また、単身女性への家賃補助制度創設を実施していただきたい。	3	【その他】 住宅確保策については、県営住宅における子育て世帯や母子世帯、特定妊産婦などの特に支援の必要な世帯の優先入居等や、住宅確保要配慮者専用住宅の家賃補助を行う市町向けへの財政支援を実施しており、引き続きDV被害女性に限らず、困難な問題を抱える女性の住宅支援に取り組んでいきます。
	(概要)(本文P. 18、23) アウトリーチ、アフターケアについても記述した方がよいと思う。	2	【ご意見を反映しました】 アフターケアについては、P23に記載しています。アウトリーチについては、P19の「早期発見・通報対策」の「今後の取組内容」欄に以下のとおり記載しました。 「相談を寄せづらい若年女性等が早期発見できるよう、アウトリーチの方法等について今後検討していく。」
	(本文P. 23) 継続的支援への取組として、アフターケアは重要である。きめ細やかなテコ入れをお願いしたい。	3	【今後の検討課題】 アフターケアについても、県・市町、施設や民間支援団体と連携しながら取り組んでいきます。
	公的支援・福祉サービスについての情報を多言語化していただきたい。女性家庭センターだけでなく各関係機関に通訳人を配置していただきたい。	1	【その他】 通訳者等の配置は、関係機関の判断となります。
	困難な問題を抱える外国人女性に対して、在留資格、公的支援・福祉サービスの利用、子どもの就学等に関わる相談を実施し、必要な支援をお願いしたい。(在留資格の取得に向けた支援を含む)。	1	【その他】 外国人に関わらず、困難な問題を抱える女性が必要な支援を受けるための行政窓口等を女性相談支援員等が案内する等、引き続き対応していく予定です。
	無国籍・未登録児童、不就学・不登校の子ども達の実情を把握し、必要な対応を行っていただきたい。	1	【その他】 困難女性支援法での支援とは異なります。
	外国人、障害者、セクシュアルマイノリティは、多数派の女性とは違った経験をしている。支えあい、経験を分かち合えるピアと出会える場を、県域は広いので、オンラインも活用しつつ作るべき。多様な人が助けを求めやすい体制、媒体を整えること。	1	【その他】 県では、女性のWEB上の居場所である「自信UPプロジェクト♡」を実施しています。困難な問題を抱える女性も参加いただくことができます。
関係機関・民間との連携・協働	(本文P. 2～3) 民間団体について、「県及び市町は注意深く、そして広く市民から、団体に関する情報収集を行う」という趣旨を記載してはどうか。一部の団体、支援者、被支援者にとどまらず、地域社会など幅広いネットワークでなされるものであることを望む。	1	【その他】 いただいたご意見は、補助事業を実施する場合等の要件であると考えます。対応等については、今後検討していきます。

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
関係機関・民間との連携・協働	(本文P. 2～3) 民間団体との連携について、条件を付記すべき。 (例) ・厚生労働省発出 (R5. 3. 24付け) 「若年被害女性等支援事業に携わる民間団体の適格性に関する通知 (Q&A)」の遵守 ・県市町は把握する各団体の情報を極力公開	1	【その他】 いただいたご意見は、補助事業を実施する場合等の要件であると考えます。対応等については、今後検討していきます。
	(本文P. 25) 支援調整会議そのもの、また、同会議の資料・議事録は公開すると明記してはどうか。個人情報の保護は重要であります。例えば代表者会議などと称される個別事案ではなく全体を俯瞰する調整会議は特に公開をされるべきと考える。	1	【対応困難】 国の指針に、「行政機関の保有する個人情報に関する法律」及び「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」の規定に基づいて取り扱うよう示されており、慎重に取り扱う必要があります。
	(本文P. 25) 支援調整会議の構成員として、外国人女性を支援する民間団体、外国人コミュニティを加えていただきたい。	1	【今後の検討課題】 構成員については今後検討させていただきます。
	(本文P. 16、25、26) 連携先として、出入国在留管理庁を加えてはどうか。 支援対象者の意思等によっては、速やかな帰国につなげることも支援の一つではないか。	1	【今後の検討課題】 兵庫県の場合、大阪出入国在留管理局神戸支局が所管になります。帰国希望の方よりも被害者が入管法違反の状態であり、かつ保護が必要な方の場合の対応として連携が必要と考えます。対応については、今後検討させていただきます。
	(本文P. 27) 民間の女性支援を担うNPO等は非常に少ないので、「育成・支援」していく記述を盛り込むべき。	2	【既に盛り込み済み】 育成支援については計画に記載しています。
	(本文P. 26) 民間支援団体の新規開設が記載されているが、既存の団体の活用も併せて検討してどうか。	1	【既に盛り込み済み】 既存の民間支援団体との連携については連携強化する旨記載しています。
	(本文P. 26) 民間団体の実態調査 (支援活動の内容だけでなく運営・経営面も) を早期に行うべき (今後の取組内容にも記載)。	1	【今後の検討課題】 実施について、今後検討していきます。
	(本文P. 26) 民間団体は高齢化や後継者不足で存続が危ぶまれている。恒常的に民間団体が活動できるよう国への働きかけや自治体の取組を行っていただきたい。	2	【今後の検討課題】 他の社会福祉施設等と違い、民間支援団体の運営に関する国の補助制度がほとんどないのが現状です。 人材確保や財政支援については、兵庫県だけでなく全国的な問題であることから、制度設計等について国に働きかけていきます。

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
関係機関・民間との連携・協働	(本文P. 27) 公的支援機関は、民間の外国人支援団体、外国人コミュニティ・グループとの連携を視野に入れた支援体制を確立していただきたい。特に来日外国人女性には支援の情報が届かず、孤立しているため同胞からの支援が必要とされている。	1	<p>【ご意見を反映しました】 以下内容を追記しました。</p> <p>「外国人女性の中には、言語や文化の違いから孤立し、支援の情報が届かないことも想定されるため、外国人支援団体や外国人コミュニティと連携しながら必要な支援に取り組んでいく。」</p>
	(本文P. 27) 民間支援団体の資金・人材等の運営面の厳しさ、持続性への懸念も盛り込むべき。	2	<p>【ご意見を反映しました】 下線部のとおり追記しました。</p> <p>「困難な問題を抱える女性の諸問題は様々であり、今後も民間支援団体との連携・協働が求められる。既存の民間支援団体においても、<u>運営面や人材面で持続性の懸念があるため、運営が維持できるための支援策について</u>、他府県等の施策を参考にしつつ、今後、県と市町が協力のうえ取り組んでいく。</p>
	(本文P. 26) 既存の民間支援団体の運営基盤をどのように強化するかが大きな課題であり、支援の具体策として次のようなことが考えられる。 ・運営費支援 ・人材育成(スタッフ、ボランティア等) ・行政委託事業における条件や精算方法の改善 ・業務委託をする際には、候補となりうる団体の意見を十分に徴した上で行う ・現場の支援団体に対する中間支援活動の充実	6	<p>【今後の検討課題】 運営に必要な支援については、記載のとおり今後検討していく予定です。 委託事業に関する具体策については、県の予算の適正執行や、他の事業者との公平性を保つことが前提となります。</p>
	(本文) 支援対象者(同伴者を含む)の個人情報 ^{の適正な取扱いに留意しつつ} 、個人情報の関係機関での共有や支援調整会議での共有化すること、そのための規則を整備すること(すでにある規則を適用等すること)を盛り込んではいかがでしょうか。	1	<p>【対応困難】 国の指針に、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」の規定に基づいて取り扱うよう示されており、慎重に取り扱う必要があります。</p>
	トランス女性の困難について、専門家を交えた検討を必ず行うべきである。 トランス女性に対する対応を、これを機に根底から変えていただきたい。	1	<p>【今後の検討課題】 意識すべき問題と理解しますが、トランスジェンダーの専門家だけでなく、外国人DV被害者や性犯罪被害者、ストーカー被害者など、他にも多くの関係者が必要となります。対応については今後検討していきます。</p>

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
関係機関との連携・協働	東京都での困難女性支援法モデル事業（若年被害女性支援）では、住民監査請求が認容され、住民訴訟が起きるなど混乱が続いている。このような混乱は、何よりも支援対象者のためにならないため、情報公開をしっかりと行い、透明性の高い支援活動とすべき。	1	【その他】 補助事業の取扱いに関するご意見と認識させていただいております。
教育・啓発の推進等	(概要P. 5) (本文P. 28) 基本的な考え方を以下に修正してはどうか。 「困難な問題を抱える女性が利用できる相談や支援策について、対象となる人たちに届くような広報等に努める。」また、「女性に対する暴力、性被害防止のための教育を若年層に対して行う。」	2	【その他】 教育・啓発は対象者や若年層だけでなく、社会全体への周知が必要と考えます。それを踏まえ、以下のとおり修正しました。 「困難な問題を抱える女性がその状況に置かれる社会的背景を、社会全体が理解する必要があることから、女性の人権を尊重し、・・・性暴力被害防止等についての・・・」
	(本文P. 28) 未成年者になされる教育・啓発は、学校の外で実施させるものも含め、内容が事前に公開されること、また、内容が事前に保護者に届くことを記載されてはどうか。	1	【対応困難】 事前公開を実施する、しないの判断は、各種取組の実施主体の判断と考えます。
	(本文P. 28) 困難女性支援法の施行や国、自治体の取組を周知するよう努めていただきたい。 DV防止啓発だけでなく、困難女性支援のためのリーフレット作成、配布などもお願いしたい。	2	【今後の検討課題】 制度周知には県も取り組んでいきますが、制度周知にあたってのリーフレットの作成等については、今後検討していきます。
	(本文P. 29) 女性が弱者となり困難な状況に置かれる社会的背景を、社会全体が理解する必要がある。困難女性の問題は、社会問題であることを県民が理解できるような教育をお願いしたい。	5	【その他】 制度周知については、県民に理解していただけるよう工夫して取り組んでいきます。
	高校からではなく、小学生段階からの人権教育をすべき。	1	【今後の検討課題】 人権教育は小学校から発達段階に応じて系統立てて行っており、今後も継続して取り組んでいきます。
	知的障害、発達障を持つ女性への啓発の手段を考える必要がある。	1	【その他】 障害特有の啓発については、障害福祉計画等に基づき啓発することとなります。